

記載例

(養育費【確定金＋定期金＋一般】・債務名義【調停】・差押債権【会社員給料】)



収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

令和 5年 4月 1日

申立日

盛岡地方裁判所

支部 御中

押印

申立債権者

盛岡 桜子

印

平日の8:30~17:00
の間に連絡の取れる番号を
記載してください。

T E L ○○○ - ○○○ - ○○○○
F A X ○○○ - ○○○ - ○○○○
携帯電話 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

当事者、請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1通 |
| 2. 同送達証明書 | 1通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 1通 |
| 4. 住民票 | 1通 |
| 5. 戸籍謄本 | 1通 |
| 6. 戸籍の附票 | 通 |

「債権者」＝申立をするあなたのことです。

「債務者」＝相手、「第三債務者」＝相手の勤務先のことです。

捨印

捨印は各目録の「写し」には押さないでください。

当事者目録

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

(債務名義上の住所) 岩手県花巻市花城町8-26

債権者

もりおか さくらこ
盛岡 桜子

(債務名義上の氏名) 石割 桜子

(送達場所) 住所と同じ 就業場所
〒 -

(送達受取人) ()

あなた以外の人に宛てて書類を送ってほしい場合に記載してください。

送達受取人とあなたとの関係を記載してください。

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番50号

(債務名義上の住所)

債務者

いしわり たろう
石割 太郎

(債務名義上の氏名)

(住所) 〒020-0021

岩手県盛岡市中央通1丁目50番20号

本店

第三債務者

株式会社 岩手

商号

(代表者) 代表取締役 取締役 代表理事 理事

(氏名) 岩手 二郎

(送達場所) 〒 -

※ 相手の勤務先が商業登記していない個人事業者の場合は、個人事業者の住所、氏名（例：岩手商店こと岩手二郎）を記載してください。

※ 会社の場合は、商業登記事項証明書に基づいて、本店の所在地、商号及び代表者氏名を記載してください。

「請求債権目録①」は、あなたが債務者に請求する債権のうち、養育費や婚姻費用分担金など扶養義務にかかる定期金債権の内容を記載するものです。債務名義の表示に従って記載してください。



請求債権目録 ① (扶養義務にかかる定期金債権等)

盛岡 家庭裁判所 ○○ 支部令和 ○○ 年 (家イ) 第 ○○○ 号事件の
調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

下記 (1) と (2) の合計額

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 **108,816** 円

(1) 金 **100,000** 円 **現在までの養育費で、支払われていない金額**

ただし、債権者、債務者間の子 (**長男 一郎**) についての令和 **4** 年 **9** 月から令和 **5** 年 **3** 月まで 1 か月 **30,000** 円 の養育費の未払分 (支払期毎月 **末** 日)

お子さん全員分の合計額

(2) 金 **8,816** 円
ただし、執行費用
(内訳)

本申立手数料	金	4,000	円
差押命令正本送達費用	金	3,066	円
商業登記事項証明書交付手数料	金	600	円
本申立書作成及び提出費用	金	1,000	円
送達証明書交付手数料	金	150	円

2 確定期限が到来していない各定期金債権 **これから支払期限が到来する分について、債務名義の表示に従って記載してください。**

(1) 令和 **5** 年 **4** 月から令和 **8** 年 **5** 月 (債権者、債務者間の子 **一郎** が **20 歳に達する日の属する月**) まで、毎月 **末** 日限り金 **30,000** 円
ずつの養育費

(2) 令和 年 月から令和 年 月 (債権者、債務者間の子) まで、毎月 日限り金 円
ずつの養育費

(3) 令和 年 月から令和 年 月 (債権者、債務者間の子) まで、毎月 日限り金 円
ずつの養育費

「請求債権目録②」は、あなたが債務者に請求する債権のうち、慰謝料や貸金など、扶養義務にかかる定期金債権以外の債権（一般債権）の内容を記載するものです。債務名義の表示に従って記載してください。

捨
印

請求債権目録② (一般債権)

盛岡 家庭裁判所 ○○ 支部令和 ○○ 年(家イ)第 ○○○ 号事件の
執行力ある調停調書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 金 500,000 円

(1) 金 500,000 円

ただし、調停条項第 4 項記載の金 1,000,000 円の 慰謝料
 の残金

(2) 金 円

ただし、上記(1)に対する令和 年 月 日から令和 年 月
日まで年 パーセントの割合による遅延損害金

2 金 300 円

ただし、執行費用

(内訳)

執行文付与申立手数料 金 300 円

合計 金 500,300 円 ← 1、2の合計額

「差押債権目録①」は、「請求債権目録①」に記載した扶養義務にかかる定期金債権について、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。



差 押 債 権 目 録 ① (請求債権目録①の債権について)

- 1 金 108,816 円 (請求債権目録①記載の1)

- 2 (1) 令和 5 年 4 月から令和 8 年 5 月まで、毎月 末 日限り
金 30,000 円ずつ (請求債権目録①記載の2(1))

(2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録①記載の2(2))

(3) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録①記載の2(3))

債務者 (**株式会社岩手** 勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の (1) の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

上部の「2」で(1)のみ記載した場合は(1)
(2)まで記載した場合は(1)、(2)
(3)まで記載した場合は(1)、(2)、(3)と記載してください。

記

- I 給料 (基本給及び諸手当、ただし通勤手当を除く。) から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。)

- II 賞与からIと同じ税金等を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。)

なお、I、IIにより弁済しないうちに退職したときは、

- III 退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、I、IIと合計して頭書金額に満つるまで。

「差押債権目録②」は、「請求債権目録②」に記載した一般債権について、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。



差押債権目録②

(請求債権目録②の債権について)

金 **500,300** 円

債務者（ **株式会社岩手** 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料（基本給及び諸手当、ただし通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）

なお、1、2により弁済しないうちに退職したときは、

- 3 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、1、2と合計して頭書金額に満つるまで。